

訪問看護に関するコールセンター

電話受付時間：11時から16時（祝日を除く）

● 第1コールセンター（月曜日・火曜日）

電話/FAX番号 092-929-0611

※第1コールセンターのみFAXの相談も可能です。
裏面のFAX相談フォームをご利用ください。



● 第2コールセンター（木曜日・金曜日）

電話 092-983-7496

※令和6年4月から第2コールセンターの番号が変わりました。

福岡県では、訪問看護を提供する場合に感じる様々な疑問や質問にお答えする相談窓口を設置し、相談に応じております。なお、診療報酬と介護報酬に関する相談は受付けておりませんので、ご了承ください。

◆ 主な相談例

- ・ 患者さんやご家族、在宅療養の支援者から、訪問看護のご利用方法について
※事業所に対する苦情については、お受けできませんので、ご注意ください。
- ・ 訪問看護技術に関すること
- ・ 医療機関（医師や看護師）との連携に関すること
- ・ 訪問看護事業所の運営（診療報酬及び介護報酬を除く）に関すること



その他のお問合せ先

※ サービスに関する苦情については、訪問看護サービス契約書に記載の苦情対応窓口や各サービスの保険者へご相談ください。

【医療保険】

- (1) 九州厚生局（指導監査課）
診療報酬、指定訪問看護事業者への監督業務等
TEL：092-707-1125
FAX：092-707-1127



ホームページ

- (2) 全国訪問看護事業協会（実務相談）
「WEBフォーム」にて、事前に質問内容、連絡先、担当者等を記載しご連絡下さい。



ホームページ

【介護保険】

- (1) 介護報酬に関する内容は、県・北九州市・福岡市・久留米市それぞれの介護保険担当課にお問合せください。
- (2) 福岡県国民健康保険団体連合会
介護保険被保険者等からの介護サービスに関する苦情の申立に基づき居宅サービス事業所（訪問看護）等に対し、必要な指導・助言を行っています。
事業部介護保険課（介護サービス相談窓口）
TEL：092-642-7859
FAX：092-642-7856



ホームページ



【利用者からの暴力・ハラスメント】

- ・ 福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター
サービス利用者やその家族等からのハラスメントで「怖いな」「困ったな」と思ったとき、まずご相談ください。

TEL：0120-111-309 平日9：00～19：00（12/29～1/3除く）

WEBからもご相談いただけます。（24時間毎日受付）※右のQRコードから相談できます。

相談できる方：県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方（管理者を含む。）、県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方（管理者を含む。）、県内行政機関の職員



WEB相談



ホームページ

○電話以外又は電話がつながらない場合FAXで受付いたします。

FAX相談
受付フォーム

第1コールセンター
FAX: 092-929-0611

※第2コールセンターではFAXによる相談は受け付けておりません。

※回答にお時間をいただきます。あらかじめ御了承ください。

※回答の連絡先（FAX番号、電話番号）を必ずご記入ください。

- 事業所名： _____
- 事業所の所在地域： 北九州 ・ 福岡 ・ 筑豊 ・ 筑後 （いずれかに○）
- お名前： _____ 職 種： _____
- ご連絡先電話番号： _____
- ご連絡先FAX番号： _____

相談内容

回 答